

令和8年度 第1回玉野市成年後見制度利用促進審議会 議事録

令和8年8月5日(月) 14:00～15:30

玉野市役所水道庁舎 大会議室

1 開 会

2 委員の紹介

3 正副会長の選任

4 市による説明及び審議

①第2期玉野市成年後見制度利用促進計画の策定に向けて

(市説明)

1. 趣旨

玉野市では、令和3年度からの第1期計画が令和8年度に終期を迎える。そのため、これまでの取組状況の検証と国の動向を踏まえて、第2期計画の策定作業を進めている。

2. 第1期計画の取組状況（検証・評価）

成年後見制度利用者数や専門職による相談件数、報酬助成件数、日常生活自立支援事業利用者数、社協受任者数、成年後見支援センター相談件数は基準値を上回り増加傾向にあり、講演会・出前講座や市民後見人養成研修修了者数は令和6年度以降に増加している。一方で、ケース検討会等の件数が把握できておらず、記録集計体制の整備が今後の課題である。

総括的な論点としては、①後見人支援機能の実績把握・体制整備の強化、②障害者の市長申立て・報酬助成の変動が大きく、発見・相談体制の検証が必要、③定性指標（数値化されていない事業）の効果検証の仕組みが不足している点である。

3. 国・法制度の動向

民法の改正が成立した。改正の主な内容としては、後見・保佐の区分が廃止されて補助へ一元化すること、判断能力の程度による3区分から必要な範囲・期間に限定したオーダーメイド型の権限付与へ転換すること、終身利用前提から必要がなくなれば終了できる仕組みへと見直されることである。

本市への影響として、第1期計画では、後見類型の割合が保佐・補助類型を大きく上回ることを課題としてきたが、制度自体が補助中心へ転換することが確定している。

施行の詳細が未判明であるため、第2期計画の本文には具体的な対応を書き込まずに動向を注視する。施行の詳細が判明した段階で、運用調整で対応し、計画本文の改定は次期の第3期計画の策定時にあわせて行う方針。

4. 第2期計画の策定方針

基本的には第1期計画の章立てを踏襲する。第1期の取組状況、国の計画動向、民法改正を踏まえて、施策体系を一部変更・新設し、利用者の不利益を防ぐ環境整備や、苦情対応の体制整備などを盛り込む予定。また、進捗管理のために成果指標（KPI）に基づく目標値の設定も検討する。具体的な指標・目標値は今後の審議会協議を経て設定する。

5. 今後のスケジュール

令和8年11月から12月に第2回審議会を開催して素案を審議し、年末のパブリックコメント実施を経て、令和9年2月頃に第3回審議会でも最終案を審議。3月に第2期計画の正式決定および公表を行う予定。

（委員意見）

民法等の改正による部分をどこまで第2期計画に盛り込むか。中核機関が社会福祉法改正で法的位置づけを得ているので、第2期計画には明記すべきだと思う。

本人の意思というものが非常に重視された法改正になっているので、中核機関や社協が影響を受けるとすれば、裁判所からいろいろな確認を求められる可能性が出てくる。

今後は、申立段階、更新や取消しのタイミングで意思確認が必要となってくる。裁判所でどう運用するかは決まっていないと思うが、裁判所内で意思確認を行うのは行政か包括支援センターになると思う。それも責任持つてするのはなかなか難しいだろう。

また、制度利用が終わった後の支援体制の構築についても、実際は行政がどう関われるのかは難しいが、第2期計画に盛り込むべき。具体的には書けないとしても、支援を検討していく等、何らかの書き方で計画（基本方針1または2）に入れるべき。

頼れる身寄りがいない人への支援や中核機関等、社会福祉法改正による部分も関連すると思うので、計画を策定するうえで、しっかり見据えていかないといけない。

本人の意思確認ができない状態の時、これまでは後見類型として代理権等が全て付

けられたが、改正後は特定補助となる。特定補助にするにも要件があり、まず本人の意思確認が必要となる。裁判所がどこまで求めるかにもよるが、市長申立の手続きが面倒になり、利用が滞るリスクもある。

本人の意思確認を誰がするかという問題もある。市長申立する案件は、支援者の方も困っているからつけないわけ、つけない人に同意を取らせるというのは、利益相反的になる。

本人の本当の意向を確認するには、支援者でない人が聞かないといけないが、支援者でない人が聞くのはなかなか難しい。

どういう形で意思確認をしていくかを、裁判所、市、社協が情報共有し、しっかり協議しながら作っていくべき。

実務を行う上で多くの問題があり、なかなか運用は変えられないと思うが、制度の改正に対応するために、意思確認のシステムや後見制度以外の支援体制等の仕組み作りを、覚悟を決めて取り組んでいくしかなく、抽象的な書き方になると思うが次期計画には盛り込むべき。

市民後見人も今後の位置づけも変わり、市民後見人養成は悩ましいと思う。

②第1期計画の事業評価

(市説明)

1. 制度利用の成果（順調な点）

数値の上では、制度の利用自体は順調に伸びている。

KPIの達成状況では、基準値が設定されている10の指標のうち、9指標で令和7年度の実績が基準値を上回った。

利用者・受任件数の増加について、制度全体の利用者数が増加し、社会福祉協議会の受任件数や、日常生活自立支援事業の利用者数が大幅に伸びている。

2. 主な課題

第1期計画の期間を通じて、第2期に向けた主な課題は以下のとおり。

①実績を定量的に把握する仕組みの不足

講演会などの啓発実績や、受任調整・選任の件数などを定量的に把握できていない指標が存在し、効果の検証が難しくなっている。

②会議体運営と想定乖離

地域連携会議のケース会議が「月1回および随時」の計画に対して実績が年1～2回にとどまるなど、会議体の運営が計画上の想定と乖離している。

③担い手の多様化の遅れ

市民後見人養成研修の修了者は輩出されているものの、実際の受任実績が定量的に示されておらず、また、社会福祉協議会以外の NPO 法人など、多様な主体による法人後見の実施が進んでいない。

④制度利用の偏り

後見類型に利用が偏っており、判断能力が低下する前の「保佐・補助・任意後見」の早期利用に向けた広報活動が不足している。

3. 今後の方向性

事業評価を通じて明らかになった取り組み状況や課題は、第2期計画に反映し、今後の継続的な改善へとつなげていく方針。

(委員意見)

件数としてはあがっていないが、親族後見人の方への事務手続き等についての相談対応を実際にはしているので、きちんと集計できて、告知できたらいい。玉野市はしっかり支援してくれるという認識ができると、親族申立てして親族として後見人をしたいということにもつながる。

第2期計画について、利用者数の増加や担い手の育成等を前面に出す方向か、成年後見制度以外の部分の支援体制の充実という方向で作るべきなのかはすごく難しい。現時点では、継続でやるしかないと思う。

ベースは継続でいいと思うが、将来は、成年後見制度からうまく支援が整って終われた件数等が目標値になるべき時代が来るのかもしれない。まだ先だと思うが、そういうところも少し意識しながら、工夫して書けたらいいと思う。

玉野市自体の人口や高齢者人口の推移等とのバランスもあって、単純に増えればいいっていう話ではなく、どういう成果や変化が得られたかというアウトカム評価をしていくことが、むしろこれからは求められると思う。単的に数字の推移が見れるということも分かりやすいが、それだけではなくて、この町で暮らすことがとても幸せに生活ができる、そんな体制ができてきているということをどう見せていくのかということも、検討してほしい。

後見人が行う支援は財産管理だけではなく、実際現場で行われている具体的な寄り添いの事例等をヒアリングして、支援内容の把握をしてもらえたら嬉しい。

5 閉 会